不良行為少年の概要

過去５年間の不良行為少年の補導状況（行為別内訳）は次表のとおりです。
令和６年に不良行為で補導された少年は1,733人で、前年に比べて224人増加しました。
主な行為は、喫煙が894人、深夜はいかいが526人、飲酒が79人で、この３つの行為が全体の86.5%を占めました。

行為別＼年別	R2		R3		R4		R5		R6		前年比	
		うち女子		うち女子		うち女子		うち女子		うち女子		うち女子
飲酒	138	51	89	22	74	31	93	30	79	22	△14	△8
喫煙	559	82	579	71	531	98	667	67	894	71	227	4
薬物乱用	0	0	0	0	4	4	3	1	2	1	△1	0
粗暴行為	32	5	26	4	46	2	42	4	48	4	6	0
刃物等所持	0	0	1	0	6	0	0	0	9	0	9	0
金品不正要求	0	0	0	0	0	0	6	0	2	0	△4	0
金品持ち出し	2	1	3	1	6	3	7	1	7	3	0	2
性的いたずら	1	0	3	0	10	0	9	2	9	2	0	0
暴走行為	9	0	15	1	12	0	14	0	26	3	12	3
家出	28	12	49	37	39	22	15	4	26	12	11	8
無断外泊	2	0	12	6	17	9	11	7	4	3	△7	△4
深夜はいかい	553	155	714	157	588	156	566	118	526	121	△40	3
怠学	14	2	30	13	35	10	32	6	28	10	△4	4
不健全性的行為	0	0	2	1	8	6	8	4	13	6	5	2
不良交友	0	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0
不健全娯楽	14	12	8	2	6	4	11	3	24	4	13	1
その他	22	9	32	2	23	6	25	2	36		11	△2
計	1,374	329	1,568	322	1,405	351	1,509	249	1,733	262	224	13

※表中の「△」は減少を示す。

少年の福祉を害する犯罪等の状況

福祉犯※注の検挙件数は44件、検挙人員は32人でした。
被害少年は33人で、前年に比べて12人増加しました。
被害少年のうち、女子が25人と被害少年全体の75.8%を占めました。

■法令別（件数）

法令別＼年別	R5	R6	前年比
青少年保護育成条例	12	8	△4
児童買春・児童ポルノ禁止法	16	20	4
風営適正化法	0	0	0
喫煙禁止法	2	2	0
その他	3	14	11
合計	33	44	11

※表中の「△」は減少を示す。

※注： 少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪をいいます。

■検挙件数人員・被害少年

区分＼年別		R5	R6	前年比
検挙件数		33	44	11
検挙人員		23	32	9
被害少年	小学生以下	3	4	1
	うち女子	3	3	0
	中学生	10	12	2
	うち女子	7	9	2
	高校生	8	15	7
	うち女子	7	12	5
	その他の学生等	0	0	0
	うち女子	0	0	0
	有職少年	0	1	1
	うち女子	0	1	1
	無職少年	0	1	1
	うち女子	0	0	0
	合計	21	33	12
	うち女子	17	25	8